## 京都府最低賃金が時間額 1,008 円に

京都地方最低賃金審議会が40円引上げの答申

京都地方最低賃金審議会(会長 岩永昌晃京都産業大学法学部教授)は、京都労働局長(赤松俊彦)から京都府最低賃金の改正について、令和5年7月4日(火)に諮問を受け、調査審議を重ねてきましたが、本年8月10日、同局長に対し、京都府最低賃金(現行時間額968円)を40円引上げ(引上げ率4.13%)時間額1,008円にすることが適当であると答申しました。

3年連続の引上げであり、京都府最低賃金を時間額で定めることになった平成 14年度以降で、引上げ額及び引上げ率は最大となりました。

改正最低賃金は、今後、所定の手続きを経て令和5年10月上旬に発効する予定です。

なお、答申には最低賃金引上げにより、大きな影響を受ける中小企業・小規模事業者の支払能力を補完するための具体的な支援施策等を求める旨の付帯決議が盛り込まれています。





京賃審発第10号令和5年8月10日

京都労働局長 赤松 俊彦 殿



令和5年度 京都府最低賃金の改正決定について (答申)

当審議会は、令和5年7月27日、京都地方最低賃金審議会において付託された令和5年度京都府最低賃金の改正決定について審議を重ねたところ、労使の意見は一致しなかったため、公益代表委員から提示された別紙の結論に達したので報告する。

昨年度、京都地方最低賃金審議会としては、今後の同審議会の適正な議論のため、国は具体的な支援策を目安額とセットで提示すべきであることを公益代表委員、労働者代表委員、使用者代表委員の総意として求めた。

しかしながら、京都府最低賃金改正審議の前提となるこれらのことについては、 今回の中央最低賃金審議会から目安を示されるに当たり、いずれも政府への要望 にとどまり、具体的な支援策が目安額とセットで提示されることはなかった。

また、現行、示されている支援施策である業務改善助成金については、中小企業・小規模事業者に対する助成制度としては極めて不十分であり、代替案も含め、原材料等の高騰にも対応したものとするなど、現場の声を反映した真に使いやすい制度となるよう国の責任において、抜本的な改善を喫緊に図るべきである。

中小企業支援施策については、運用面等、各地域の自主性に任せるのではなく、 その財源の確保も含め、国をあげて検討、実行する必要があることは言うまでも なく、また各地方から寄せられるこの様な提言に対し、実施の可否やその時期等 について、適切なフィードバックを行うことを求める。

今年度は、次の2点を国に求める。

1点目として、労働者の生計費の考察における所得税法及び社会保険の扶養要件のいわゆる年収の壁の問題である。具体的には、最低賃金額の改正に伴い、年収の壁以内となるよう総労働時間を制限する労働者も認められ、結局のところ、労働者の生計費の向上に制限がかかるとともに、人材不足の助長につながるおそ



れがある。

そのため、年収の壁問題の本質的な改正を求める。

2点目として、通常の事業の賃金支払能力の考察における地域経済全体で評価 を行う際の中小企業・小規模事業者の支払能力の問題である。

3年以上に亘るコロナ禍を耐え、感染症の区分が5類に移行し、経済活動が新しいステージに向かう中で、中小企業・小規模事業者が度重なる困難に耐え、地域経済の中核として多くの雇用を支えてきたことは紛れもない事実で有り、中小企業・小規模事業者が将来を見据えて、安心して生産活動を行うことができる環境整備は地域経済にとって不可欠である。

とりわけ、最低賃金近傍で雇用されている労働者の大きな受け皿が中小企業・小規模事業者であること、特に京都府の産業構造上、他の都道府県よりも突出して、非正規労働者等が地域経済の中核として多くの生産財やサービスを支えていること、この点については強く留意する必要がある。

京都府の最低賃金は中央最低賃金審議会の目安に従い、この 10 年間では時給が 759 円から 968 円に、27.5%のアップとなっている。最賃近傍で生計を維持するには年収ベースにすれば、依然として厳しい状況である。一方で、その大きな受け皿となる中小企業・小規模事業者にとっては、この 10 年の最低賃金の伸び率は決して低い数字ではない。

最低賃金はその近傍で働く労働者の生活水準の改善に繋がること、一方で使用者側にとっては、最低賃金は罰則を伴う強行法規であり、下回れば市場からの退場につながる大変重たいものである。

それゆえ、中小企業・小規模事業者の支払い能力を補完するため、国に対し、 具体的な支援施策を求める。

最低賃金の額面もここ数年、厳しい経済状況の中であるが、公労使でできるだけ早期の到達を目指してきた額面(全国加重平均1,000円)を超える新たなステージに入った。

これからは、中央最低賃金審議会の目安は参酌しながらも、より地域の経済・ 雇用の実態を十分見極めつつ、労使双方が納得感のある最低賃金の決定に向け、 地方最低賃金審議会の自主性を発揮していく必要があると考える。

なお、使用者代表委員からは、中央最低賃金審議会では、数年来、特に労働者の生計費を重視した目安額が示され、中小企業・小規模事業者の賃金支払い能力を超えており、企業の存続自体が危ぶまれるとの意見がある。

最後に、最低賃金近傍で働く労働者の大きな受け皿となっている中小企業・小

規模事業者に対し、その賃金支払い能力を補完する具体的な支援策を国は目安額とセットで提示すべきである。このことを公益代表委員、労働者代表委員、使用者代表委員の総意として、昨年度に続き、再度強く求める。

以上の意見があったことを付言する。

## 別紙

京都府最低賃金を次のとおり改正決定すること。

- 適用する地域 京都府の区域
- 2 適用する使用者 前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者 前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額1 時間 1,008 円
- 5 この最低賃金において賃金に算入していないもの 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日 法定どおり